

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	1	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度 論文評価指標「Altmetric」の検索およびエコチル調査ホームページ上へのスコア掲載ライセンス 1式	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社紀伊國屋書店	
公開見積競争経緯	公告 令和5年1月11日 提案書等×切 — 本見積×切 令和5年1月25日	
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	2	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度森林生態系炭素収支モニタリングに係る研究支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月30日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の二者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	3
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和5年度トリプル四重極質量分析装置保守業務
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測株式会社
公開見積競争経緯	公告 令和5年1月16日 提案書等×切 — 本見積×切 令和5年1月30日

チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

契約監視委員会のコメント等

(契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	4	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度無脊椎動物等を用いた生態毒性試験に係る研究支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	5	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度全球大気環境解析・予測システム開発に係る研究支援協力員派遣業務(その1)	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	6
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和5年度エコチル調査実験等協力員派遣業務
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社エンテックス
公開見積競争経緯	公告 令和5年1月23日 提案書等×切 — 本見積×切 令和5年2月6日

チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

契約監視委員会のコメント等

(契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	7	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度 LC/MS 等による化学分析及びデータ解析に係る実験補助員派遣業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	8	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度 GOSAT 及び GOSAT-2 プロジェクトの検証業務に係る事務補助員派遣業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社プランナーマネジメント	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	9	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度 GOSAT シリーズ検証に係る委託業務のための事務補助員派遣業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社プランナーマネジメント	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	10	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度植物試料の定量定性分析前処理に係る研究支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	11	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度エコチル調査乳歯種判定・前処理等に関する業務に係る研究支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	12
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和5年度生体試料自動分注装置保守業務
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方の商号又は名称等	竹田理化工業株式会社
公開見積競争経緯	公告 令和5年2月1日 提案書等×切 — 本見積×切 令和5年2月15日

チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

契約監視委員会のコメント等

(契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	13	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)における委員会等運営補助業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社エモック・エンタープライズ	
公開見積競争経緯	公告	令和5年2月15日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月2日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の二者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	14	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度 疑似太陽光によるプラスチック紫外線分解装置 1台	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社三洋	
公開見積競争経緯	公告	令和5年2月24日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月10日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	15	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度廃棄物関連試料の環境分析に係る支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年2月28日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月14日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	16	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度新規 POPs 含有廃棄物の適正管理に向けた化学分析に係る支援要員派遣業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック	
公開見積競争経緯	公告	令和5年2月28日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月14日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	17	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度資源循環領域におけるナノプラスチック球状粒子を用いた試験研究に係る研究支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和5年4月5日	
契約の相手方の商号又は名称等	パーソルテンプスタッフ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年2月28日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月14日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の二者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	18	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度有害大気汚染物質による健康リスク評価及び化学物質による鳥類生態毒性試験評価に係る支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年3月1日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	19	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度水生・底生生物の飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック	
公開見積競争経緯	公告	令和5年3月1日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	20	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度魚類を用いた生態毒性試験実施に係る協力員派遣業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年3月1日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	21	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度 冷原子蛍光分析計 1式 賃貸借	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	オリックス・レンテック株式会社	
公開見積競争経緯	公告 提案書等×切 本見積×切	令和5年3月2日 — 令和5年3月16日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	22	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度金属4元素に関する国間移動量推計の時系列データ更新業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年3月3日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月17日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	23	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度放射線健康不安にかかるマスメディア報道とその世論への影響に関する調査研究業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	一般社団法人中央調査社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年3月3日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月17日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	24	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度生態毒性予測システム公開仮想化 Web サーバ運用支援業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	日鉄ソリューションズ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年3月6日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月20日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	25	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度「全球化学輸送モデルを用いた一酸化炭素の排出量推計」支援作業	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本エヌ・ユー・エス株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年3月6日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月20日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	26	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度移動メタン観測システムの設計・製作及び試験観測業務	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	クリマテック株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年3月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	27	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	エコチル調査における学童期検査使用物品(身長計) 1式 賃貸借	
契約締結日	令和5年4月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	オリックス・レンテック株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年4月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年4月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	28	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度地球—人間システム統合モデルの開発と運用に関する業務一式	
契約締結日	令和5年5月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本電気株式会社 官公営業本部	
公開見積競争経緯	公告	令和5年4月19日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年5月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	29	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度 多波長励起蛍光光度計 1式	
契約締結日	令和5年5月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	JFEアドバンテック株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年4月19日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年5月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	30
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	エコチル調査学童期検査用卓上遠心機 1 式 賃貸借
契約締結日	令和5年5月8日
契約の相手方の商号又は名称等	NTT・TCリース株式会社
公開見積競争経緯	公告 令和5年4月19日 提案書等×切 — 本見積×切 令和5年5月8日

チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 35 条の 6 第 3 項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和 4 年 12 月 26 日第 24 回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和 3 年 2 月 26 日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の 2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告の HP 掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

契約監視委員会のコメント等

(契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	31	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度「地域間炭素排出・吸収モデル ICER 開発補助」業務	
契約締結日	令和5年5月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社イー・コンザル	
公開見積競争経緯	公告	令和5年4月24日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年5月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	32	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度「森林由来 CO2 吸収量算定」業務	
契約締結日	令和5年5月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社	
公開見積競争経緯	公告 提案書等×切 本見積×切	令和5年4月24日 — 令和5年5月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	33	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度日本の国家窒素インベントリ作成に関する情報収集およびデータベース構築業務	
契約締結日	令和5年5月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年4月24日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年5月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 35 条の 6 第 3 項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和 4 年 12 月 26 日第 24 回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和 3 年 2 月 26 日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の 2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告の HP 掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	34	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度世界規模の気候緩和シナリオの実現可能性に関するフォーカスグループインタビュー調査業務	
契約締結日	令和5年5月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	マイボイスコム株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年4月24日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年5月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の二者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	35
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和5年度 AIM/Enduse に係るデータ整備業務
契約締結日	令和5年5月17日
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
公開見積競争経緯	公告 令和5年4月28日 提案書等×切 — 本見積×切 令和5年5月17日

チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

契約監視委員会のコメント等

(契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	36	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度子どもの健康と環境に関する全国調査におけるガス状物質個人ばく露測定手法開発業務	
契約締結日	令和5年5月22日	
契約の相手方の商号又は名称等	いであ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年5月8日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年5月22日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の二者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	37	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度衛星間比較のための動画等作成業務	
契約締結日	令和5年5月22日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社レイ	
公開見積競争経緯	公告 提案書等×切 本見積×切	令和5年5月8日 — 令和5年5月22日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	38	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度 超音波風向風速計 1式	
契約締結日	令和5年5月29日	
契約の相手方の商号又は名称等	クリマテック株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年5月15日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年5月29日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	39	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度新たな鳥類毒性試験法の開発に係る動物試験サンプル作製業務	
契約締結日	令和5年6月20日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社アニマルケア	
公開見積競争経緯	公告	令和5年5月15日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年5月29日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	40	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)データ共有事務局運営検討業務	
契約締結日	令和5年6月5日	
契約の相手方の商号又は名称等	一般社団法人 環境情報科学センター	
公開見積競争経緯	公告	令和5年5月22日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年6月5日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の二者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	41	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度河川水・湖水処理カートリッジフィルタを対象とした放射性セシウム分析業務	
契約締結日	令和5年6月13日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本環境科学株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年5月30日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年6月13日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	42	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度淡水魚試料放射性セシウム分析業務	
契約締結日	令和5年6月13日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社静環検査センター	
公開見積競争経緯	公告	令和5年5月30日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年6月13日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	43
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和5年度水密コンクリートの電子プローブマイクロアナライザー分析
契約締結日	令和5年6月14日
契約の相手方の商号又は名称等	日本電子株式会社 筑波支店
公開見積競争経緯	公告 令和5年5月31日 提案書等×切 — 本見積×切 令和5年6月14日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	44	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度大気汚染物質の将来排出量計算業務	
契約締結日	令和5年6月15日	
契約の相手方の商号又は名称等	一般財団法人日本環境衛生センター	
公開見積競争経緯	公告	令和5年6月1日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年6月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	45	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度流域水文モデル入力データ作成業務	
契約締結日	令和5年6月20日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社地圏環境テクノロジー	
公開見積競争経緯	公告	令和5年6月6日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年6月20日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	46	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度木質バイオマスエネルギー施設の安定稼働及び事業運営に関する調査業務	
契約締結日	令和5年6月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社森のエネルギー研究所	
公開見積競争経緯	公告	令和5年6月13日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年6月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	47	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度ロジックモデル作成を含む情報の整理・構造化・可視化に関するコンサルティング及び図解制作業務	
契約締結日	令和5年6月29日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社図解総研	
公開見積競争経緯	公告	令和5年6月15日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年6月29日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	48	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度生態毒性データベースの構築およびユーザーインターフェースの開発に係る支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和5年6月30日	
契約の相手方の商号又は名称等	WDB株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年6月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年6月30日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	49
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和5年度 NICAM 運用効率化に資する周辺ツール作成業務
契約締結日	令和5年7月19日
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社 CliMTech
公開見積競争経緯	公告 令和5年7月4日 提案書等×切 — 本見積×切 令和5年7月19日

チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

契約監視委員会のコメント等

(契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	50	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度2019年延長産業連関表に対応した温室効果ガス排出量データ整備業務	
契約締結日	令和5年7月19日	
契約の相手方の商号又は名称等	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年7月4日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年7月19日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	51	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度 実体顕微鏡及び記録装置 一式	
契約締結日	令和5年7月20日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社アイ・シー・エム	
公開見積競争経緯	公告	令和5年7月5日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年7月20日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	52
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	LC-QTOF 用解析システム 1 式
契約締結日	令和5年7月26日
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測株式会社
公開見積競争経緯	公告 令和5年7月11日 提案書等×切 — 本見積×切 令和5年7月26日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会に対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	53	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度(試薬)Zebrafish Vitellogenin ELIZA kit 5式	
契約締結日	令和5年7月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	茨城半井化学株式会社	
公開見積競争経緯	公告 提案書等×切 本見積×切	令和5年7月12日 — 令和5年7月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	54
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和5年度 ハンディーカーボンモニター 1式
契約締結日	令和5年7月27日
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社 西衡器製作所
公開見積競争経緯	公告 令和5年7月12日 提案書等×切 - 本見積×切 令和5年7月27日

チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	-

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

契約監視委員会のコメント等

(契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	55
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和5年度 パイロホイル&カップサンプラー 一式
契約締結日	令和5年7月27日
契約の相手方の商号又は名称等	アイテックサイエンス株式会社
公開見積競争経緯	公告 令和5年7月12日 提案書等×切 - 本見積×切 令和5年7月27日

チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	-

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

契約監視委員会のコメント等

(契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	56
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和5年度小型リチウムイオン電池圧壊試験業務
契約締結日	令和5年7月28日
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社コベルコ科研
公開見積競争経緯	公告 令和5年7月13日 提案書等×切 — 本見積×切 令和5年7月28日

チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

契約監視委員会のコメント等

(契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	57	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度化学コンビナート等における低品位廃棄物の熱源及び炭素源としての高効率利用検討業務	
契約締結日	令和5年7月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	一般財団法人 エネルギー総合工学研究所	
公開見積競争経緯	公告	令和5年7月14日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年7月31日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	58	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度 リアルタイム PCR 装置 1台	
契約締結日	令和5年7月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社アイ・シー・エム	
公開見積競争経緯	公告	令和5年7月14日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年7月31日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	59	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度アルミニウムリサイクルの高度化に向けた物質フロー情報の整備及び解析等支援業務	
契約締結日	令和5年8月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年7月18日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年8月1日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	60	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	高速液体クロマトグラフ質量分析計(島津製作所社製 LC-MS/MS)保守業務	
契約締結日	令和5年8月4日	
契約の相手方の商号又は名称等	島津サイエンス東日本株式会社 つくば支店	
公開見積競争経緯	公告	令和5年7月21日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年8月4日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	61	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度ワークステーション 3式	
契約締結日	令和5年8月9日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社根本商事	
公開見積競争経緯	公告	令和5年7月26日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年8月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	62	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度閉鎖性海域における水環境の気候変動影響監視・適応支援システムの開発・現場実証試験業務	
契約締結日	令和5年8月18日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本海工株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年7月31日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年8月18日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	63	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度大気汚染濃度計算精度向上のための AI 業務	
契約締結日	令和5年8月22日	
契約の相手方の商号又は名称等	富士通Japan株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年7月31日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年8月22日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>引き続き、一者見積改善の方策について検討を行う。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	64	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度環境リスク研究棟 純水装置 RO 膜モジュール交換業務	
契約締結日	令和5年8月17日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社クリタス	
公開見積競争経緯	公告 提案書等×切 本見積×切	令和5年8月2日 — 令和5年8月17日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	65	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度福島県中間貯蔵施設設置区域及びその周辺地域の生態系サービスに関する評価検討業務	
契約締結日	令和5年8月22日	
契約の相手方の商号又は名称等	いであ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年8月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年8月22日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の二者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	66	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度最適化問題プログラムソフトウェア一式	
契約締結日	令和5年8月28日	
契約の相手方の商号又は名称等	テガラ株式会社	
公開見積競争経緯	公告 令和5年8月9日	提案書等×切 —
	本見積×切	令和5年8月28日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	67	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度レーザ元素分析ヘッド 1式	
契約締結日	令和5年8月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社キーエンス	
公開見積競争経緯	公告	令和5年8月17日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年8月31日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	68	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度 Heinz Walz 社 PAM-Control 用フロースルー型青色励起 蛍光検出器 1 台	
契約締結日	令和5年8月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社NAMOTO	
公開見積競争経緯	公告	令和5年8月17日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年8月31日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 35 条の 6 第 3 項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和 4 年 12 月 26 日第 24 回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和 3 年 2 月 26 日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の 2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告の HP 掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	69	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度日本全国水質汚濁物質発生負荷量データベース構築業務	
契約締結日	令和5年9月5日	
契約の相手方の商号又は名称等	いであ株式会社	
公開見積競争経緯	公告 令和5年8月22日	提案書等×切 —
	本見積×切	令和5年9月5日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	70
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和5年度フーリエ変換分光計降雨カバー2装置製作業務
契約締結日	令和5年9月5日
契約の相手方の商号又は名称等	有限会社ナカショウ
公開見積競争経緯	公告 令和5年8月22日 提案書等×切 — 本見積×切 令和5年9月5日

チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

契約監視委員会のコメント等

(契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	71	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度貨物船による大気観測に係るデータ整理及び解析支援作業	
契約締結日	令和5年9月6日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本エヌ・ユー・エス株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年8月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年9月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	72
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和5年度 実験室用備品 1式
契約締結日	令和5年9月6日
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社アイ・シー・エム
公開見積競争経緯	公告 令和5年8月23日 提案書等×切 — 本見積×切 令和5年9月6日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	73
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和5年度自動精密切断器 1式
契約締結日	令和5年9月14日
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測株式会社
公開見積競争経緯	公告 令和5年8月31日 提案書等×切 — 本見積×切 令和5年9月14日

チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

契約監視委員会のコメント等

(契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	74	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度ウズラ胚における生殖器発生異常に関する網羅的遺伝子発現解析業務	
契約締結日	令和5年9月15日	
契約の相手方の商号又は名称等	岩井化学薬品株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年9月1日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年9月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	75	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和5年度プラスチック成形品の化学物質含有情報の取得及び整理業務	
契約締結日	令和5年9月22日	
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年9月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年9月22日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和4年12月26日第24回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一方応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。